

幸区夢こんさあと出演者選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区夢こんさあとの出演者を選考するため、幸区夢こんさあと実施要綱第6条に基づき、幸区夢こんさあと出演者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 幸区夢こんさあと出演者の選考に関する事
- (2) その他幸区夢こんさあとの出演者に関する事

(委員及び組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副区長
 - (2) まちづくり推進部地域振興課長
 - (3) まちづくり推進部生涯学習支援課長
 - (4) その他特に区長が認めた者
- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ区長の指名する選考委員がその職務を代理する。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(選考方法)

第5条 選考委員会は、幸区夢こんさあと実行委員会から推薦された出演候補者について、申込書類及び音源データ等に基づき、出演者を選考するものとする。

(報告)

第6条 選考委員会は、前条の選考結果について、幸区長に速やかに報告するものとする。

(出演者等の決定)

第7条 幸区長は、前条の報告を基に、幸区夢こんさあとの出演者及び出演者数を決定する。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。